

成年後見制度の進捗状況（東村山市市民後見人等養成事業）

市民後見人等養成入門講習



7市合同「市民後見人養成基礎講習」



市民後見人養成基礎講習Ⅱ



社協地域福祉権利擁護事業生活支援員として活動

※市民後見人登録要件は実働6ヶ月以上



市民後見人登録選考（面接）



市民後見人登録



後見人等候補者の推薦

※成年後見事例検討会にて候補者を決定



後見人活動開始

※成年後見制度推進機関（社会福祉協議会）が
後見監督人となる。

H27年度

H28年度

H29年度以降

（市民後見人の受任要件）

第8条 市民後見人が受任できる要件は下記の全てを満たす案件とする。ただし、市長が特に認めるものについてはこの限りではない。

- （1）被後見人等の福祉を図るために地域に根ざした市民後見人を就けることが必要かつ適当である
- （2）東村山市に住民登録がある
- （3）市長申立てが決定しているケース、または東村山市社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業からの移行ケース
- （4）不動産を有しない、もしくは財産状況が複雑ではない
- （5）預貯金は1,000万円以内
- （6）負債がない、あるいは返済の見通しがついている
- （7）紛争の恐れがない
- （8）その他、市民後見人を付すことが不相応でないケース